

## 第27回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和6年8月26日(月)

開催場所 菖蒲行政センター4階第一集会室

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時07分

第27回 久喜市農業委員会総会議事日程

第1 開 会

第2 挨拶

第3 議事録署名委員の指名について

第4 経過報告

第5 会長提出議案上程

議案第143号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第144号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第145号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第146号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第147号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

第6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第7 報告第135号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第136号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第137号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第138号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第139号 農業用施設用地に供する届出について

報告第140号 時効取得を原因とする所有権移転の通知について

第8 協議事項

第9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 17名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	杉 田	孝 行 君
2 番	岸 田	一 男 君	3 番	池 田	庄 司 君
4 番	岡 田	武 君	5 番	川 鍋	優 君
6 番	柴 崎	行 雄 君	9 番	渡 邊	敏 男 君
10 番	小 沼	健 司 君	11 番	高 橋	七 海 君
12 番	坂 卷	昭 一 郎 君	13 番	宮 城	与 四 郎 君
14 番	野 口	和 幸 君	15 番	籠 宮	信 寿 君
16 番	坂 卷	泰 子 君	17 番	早 野	公 夫 君
18 番	奈 良	晴 夫 君			

欠席委員 2名

7 番	高 橋	真 一 君	8 番	大 澤	一 樹 君
-----	-----	-------	-----	-----	-------

事務局

事務局長	田 中	智 也	副主幹 兼係長	村 田	直 洋
主 任	松 田	知 也	主 任	松 崎	宣 幸
主 事	横 山	玲 央			

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、第27回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、7番、高橋委員、8番、大澤委員より欠席のご連絡をいただいております。

初めに、長谷川会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。5番、川鍋委員、6番、柴崎委員、よろしく願います。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、願います。

○事務局長（田中智也君） それでは、前回総会より本総会開催前までの経過について、ご報告いたします。

総会議案の3ページを御覧ください。初めに、7月30日、31日、関東農政局農村振興部農村計画課主催によりまず関東農政局管内農地転用許可制度実務研修がウェブにおいて開催され、松崎主任と横山主事が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

次に、8月9日、埼玉県農業会議主催による農業者年金加入推進特別研修会がウェブにおいて開催され、岡田農業委員さんと松田主任が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

経過報告につきましては以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。今月の経過報告について何か質問がございましたら、お受けいたします。

川鍋委員。

○5番（川鍋 優君） この30日のことで、（4）に営農型太陽光発電設備とあるのですが、この営農型の太陽光発電とそうでない太陽光発電の明確な定義の違いというのがあったら教えていただきたいのですが、

それともう一点、この営農型の太陽光発電が、久喜市の場合、農地に建てる条件としてはどういったことがそろえば建てられるのかというのを併せてよろしく願います。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、願います。

○主任（松崎宣幸） 事務局の松崎と申します。まず、1点目なのですが、いわゆる一般的な野立ての太陽光発電というのは恒久的な転用でして、第1種農地ですとか農振農用地域では野立ての太陽光発電は転用見込みはございません。それに対して、営農型太陽光発電はあくまで一時転用でございますので、立地基準上は1種農地であっても、農振農用地域であっても転用の見込みはございます。

2点目なのですが、例えば下の作付が地域の収量の少なくとも8割以上作付する必要があるのかですとか、今年度から基準も厳しくなっておりまして、例えば知見を有する方の意見書を求めるですとか、細かい部分は加わっております。

以上です。

○5番（川鍋 優君） ありがとうございます。なぜ伺ったかという、いろいろな業者が農地に太陽光発電設備を設置したいといった相談がいっぱい来るのです。したがって、そういう業者に一般の人が断る場合の理由としてちょっと伺ったわけなのですけれども。

○会長（長谷川 勲君） それでは、そのほかに質問ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたらご報告願います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第143号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第5、議案第143号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第143号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書5ページ、申請書番号241304、譲受人は江面在住の方、譲渡人が杉戸町在住の方となっております。土地の表示につきましては、江面地内の田1筆、791平米でございます。権利の内容は売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在そばや野菜を76アール耕作しており、取得後につきましては、そばの作付を予定しているということでございます。

続きまして、議案書の5ページ、6ページ、申請書番号242314番、242315番は譲受人が同一のため、一括してご説明をさせていただきます。譲受人は菖蒲町新堀在住の方、譲渡人は、242314番は茨城古河市在住の方、242315番はさいたま市在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、242314番は菖蒲町新堀市内の畑2筆、田1筆、合計2,002平米、242315番は菖蒲町新堀地内の畑5筆、田7筆、合計4,923平米でございます。権利の内容は売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲と野菜を255アール耕作しており、取得後につきましては、水稲及び野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号242316、譲受人、譲渡人ともに菖蒲町三箇在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の畑2筆、合計991平米でございます。権利の内容は売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲と野菜を38アール耕作しており、取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、7ページです。申請書番号243302、譲受人は河原代在住の方、譲渡人は青葉4丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、佐間地内の田3筆、公衆用道路1筆、合計6,426平米でございます。権利の内容は売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を240アール耕作しており、取得後につきましては、水稲の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号243303、譲受人は高柳在住の方、譲渡人は茨城県古河市在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畑1筆、143平米でございます。権利の内容は贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲と野菜を46アール耕作しており、取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

以上の案件につきまして、所有農地について、全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、

技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件も全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（岸田一男君） 議席番号2番、岸田でございます。8月20日に早野委員さんと一緒に現地調査を行いましたので、報告いたします。

資料1、241304を御覧いただきたいと思います。現地は、久喜市内の久喜南中学校があるのですが、そこから約200メートルほど南に行ったところであります。農地の状況なのですが、田んぼで何も作付はしてありませんが耕作してありまして、周りは雑草が生い茂ってありました。農機具の所有状況なのですが、トラクターが1台、それから耕運機が2台、農作業用の車が1台所有してありまして、将来的に特に問題はなく、適正に耕作するものと思われまして、

簡単ですが、以上です。

○9番（渡邊敏男君） 9番、渡邊です。先月の24日に柴崎さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号242314、申請地は西願寺から西に400メートルぐらいの集落地に位置しております。農地の状況は畑で、少し雑草がありました。

続いて、申請書番号242315番。県道北根菖蒲線の新堀の信号から北西へ大体2キロぐらいにあります。

次に、竹野株式会社近くにある農地を確認し、そこから南のほうの4か所を見て、それから広い水田地帯の中に水稲作付されてありました。

次に、申請書番号242316、三箇長龍寺幼稚園正面入り口から北西へ直線で400メートルぐらいに位置してありました。畑もきれいでした。

以上です。

○3番（池田庄司君） 3番、池田でございます。去る8月22日に現地調査を行いましたので、ご報告をさせていただきます。

申請書番号が243302番、資料の5をお開きください。申請地につきましては、市立栗橋西中学校から南に400メートルほどの水田地帯の中に位置しております。農地の状況は田んぼで、水稲耕作中でした。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作するものと思われまして、

続きまして、申請書番号243303、資料6をお開きください。申請地につきましては、さいたま栗橋線と国道125号が交差します高柳交差点から南西に400メートルほどの集落に位置しております。農地の状況は畑で、適正に保全管理をされておりました。これも申請者世帯の耕作状況や農業農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作するものと思われまして、

以上2案件につきましては、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの岸田委員、渡邊委員、池田委員からの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

柴崎委員。

○6番（柴崎行雄君） 243302の公衆用道路というのは初めて出てきたのではないかなと思うのですが、この公衆用道路も手続の対象になるのでしょうか。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○主任（松田知也君） 登記上の地目は公衆用道路ということになっておりますので、公衆用道路ということで記載させていただいたのですけれども、農地法は、現況主義を取っております、現況としてはきちんと田んぼとして耕作されておりますので、今回の申請いただいたものになります。

○6番（柴崎行雄君） この場所は公衆用道路ってなっているのですけれども、同じく譲渡人が所有しているのですか。

○主任（松田知也君） 公衆用道路の地目なのですけれども、この4筆全て、きちんと譲渡人の方が所有していることになっています。

○6番（柴崎行雄君） 分かりました。

○会長（長谷川 勲君） よろしいですか。

そのほかに質問ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第143号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案144号

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案第144号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第144号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の9ページ、申請書番号241403、申請者は上早見在住の方となっております。土地の表示につきましては、上早見地内の畑2筆、合計164平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で追認案件でございまして、敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から住宅敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号241404、申請者は下早見在住の方となっております。土地の表示につきましては、下早見地内の田1筆、132平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で追認案件でございまして、敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から物置が置かれている住宅敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回の追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（岸田一男君） それでは、資料7、241403のページを御覧いただきたいと思います。先ほど久喜南中学校という話をしましたが、久喜南中学校より北側に60メートル程度行ったところの住宅でございます。現地は、北側は市道、東側は宅地、南側は新川用水が通っております。西側は宅地となっております。既に既存の木造2階建ての老朽化した住宅が建っておりまして申請したものです。特に周りに農地もなく、被害を及ぼす影響はございません。

続きまして、次のページを御覧いただきたいと思います。資料8、241404でございます。これは、久喜市役所の本庁舎南側の申請になっております。このお宅は、やはり線引き前に建物が建っておりますので、追認案件になっております。北側は農地、これは自分の土地なのです。東側が農地、これも自分の土地です。それから、南側は市道になっております。それから、西側は宅地になっております。農家住宅の一敷地になっておりますので、特に農地に被害を及ぼすとか、そういった影響はございません。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの岸田委員からの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第144号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案145号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第145号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第145号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の11ページ、申請書番号242505、譲受人は菖蒲町三箇に本店を置き、運送事業などを行っている法人となります。譲渡人は北中曾根在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町台地内の畑2筆、合計1,899平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。当該法人は、市工業団地地内の企業を顧客として業務を行っており、現在は営業用トラックも増え、車両通行幅も狭くなり、通行点検場へ従業員の通勤車両を置いている状況であることから、今回このような状況を解消するべく近隣で土地を探していたところ、現在の事務所からほど近い当該敷地の所有者から承が得られたことから、当該敷地を駐車場にすることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号243504、譲受人、譲渡人ともに小右衛門在住の方となっております。土地の表示につきましては、小右衛門地内の田1筆、141平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります宅地への転用で、こちら追認案件でございまして、敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっておることが判明したものでございます。当該敷地については、以前から住宅への進入路の敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書12ページ、申請書番号244506、譲受人、譲渡人ともに中妻在住の方となっております。土地の表示につきましては、上内地内の田1筆、277平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定により

ます自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供、両親とともに市内の実家にて生活しておりますが、職業上いろいろな方の訪問を受けることがあり、感じられる両親に気遣いをすることなくゆつくりと生活をしてもらうために独立することを考え、譲受人の子供の通学に便利で生活環境の整った当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上の案件につきまして、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（渡邊敏男君） 同じく24日に行いました。申請書番号242505、申請地は三箇小学校から北に1.5キロ辺りのところに位置しております。南は市道、西側も市道、北は宅地、東も宅地です。申請地の農地、被害防除については隣接する農地がないため、特に問題ないと思います。

以上です。

○3番（池田庄司君） 3番、池田でございます。去る8月22日に現地調査を行いましたので、ご報告をさせていただきます。

申請書番号が243504番、資料10をお開きください。申請地につきましては、東武鉄道の南栗橋駅から北に600メートルほどの集落内に位置しております。周囲は、北側が宅地、東側が市道、南側が田、西側が畑となっております。この案件につきましては、先ほども説明がありましたとおり追認案件ということでございますので、新たな工事を伴わないことから、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま。

以上、この案件につきましては申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断をいたしました。

以上でございます。

○13番（宮城与四郎君） 13番、宮城です。25日に現地調査をした結果を報告します。

申請地は、小学校、中学校、商業施設あるいは駅等々に比較的近いということで住みやすいような状況でございます。さらに、隣接する農地等は現地確認をした結果ございません。したがって、他の農地に支障を及ぼすようなおそれはないというふうに判断をいたします。

以上のことから、申請内容、それから現地の状況等から許可相当と判断をさせていただきました。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの渡邊委員、池田委員、宮城委員からの調査報告について、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第145号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第146号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第146号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第146号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の14ページになります。今月3件の申出受けておりまして、全て新規案件でございます。

それでは、ご説明させていただきます。

申請書番号、栗橋の14番、鷲宮6番、7番、借手が同じため、一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地は、狐塚ほか地内の田8筆、畑1筆、合計9,460平米でございます。借手は、行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手は狐塚ほか在住の方となっております、農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権が賃貸借権ほかの設定、水稲作付10年間ほか、賃借料が反当たり5,000円ほかを予定しているものでございます。

以上、今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積が9筆、9,460平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

今回新規案件のものは、全て農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなりますので、報告は省略します。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、議案第146号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第147号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第147号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第147号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、議案書の16ページになります。

初めに、菖蒲の5番、設定を受ける農地が菖蒲町小林地内の田4筆、合計8,210平米でございます。借手の方は、菖蒲町小林在住の方で、現在水稲及び野菜を合計976アール耕作しております。設定する権利が賃貸借権の設定、水稲作付6年6か月間、賃借料は反当たり7,800円となっております。

次に、栗橋の2番、設定を受ける農地が狐塚地内の田1筆、3,798平米でございます。借手の方が新井在住の方で、現在水稲及び野菜を合計1,866アール耕作しております。設定する権利が賃貸借権の設定、水稲作付10年間、賃借料は反当たり5,000円となっております。

次に、鷲宮の1番、設定を受ける農地が鷲宮地内の田7筆、合計4,813平米でございます。借手の方は、外野在住の方で、現在水稲及び野菜を合計607アール耕作しております。設定する権利が使用貸借権の設定、水稲作付10年間と

なっております。

次に、鷲宮2番、設定を受ける農地が西大輪地内の畑1筆、合計849平米でございます。借手の方は、西大輪在住の方で、現在水稲及び野菜を合計21アール耕作しております。設定する権利が賃貸借権の設定、水稲作付6年間、賃借料は反当たり6,000円となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第147号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 初めに、議案書の18ページ、19ページ、農地法第4条の届出でございます。今月は5件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、21ページから24ページまで、農地法第5条の届出でございます。今月11件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、26ページから28ページまで、農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月6件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、30ページ、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は2件の合意解約に係る通知が提出されております。

続きまして、32ページ、農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月は1件の届出を受理しております。

続きまして、34ページ、時効取得を原因とする所有権移転の通知についてでございます。こちら時効取得による所有権移転登記に係る通知が法務局から1件届けられております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第8、協議事項に入ります。

今回は、あらかじめ協議事項ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員の皆様からこれに関し

て何かございましたら、お受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様からこれに関して何かございましたら、お受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時07分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和6年8月26日

久喜市農業委員会会長 長谷川 勲

署名委員 川鍋 優

署名委員 柴崎 行雄